

## 福島県児童相談所一時保護所第三者評価結果公表事項

## 1 児童相談所の情報

児童相談所名	福島県中央児童相談所			
児童相談所長名	佐藤早苗			
所在地	福島市森合10番9号 (本所と別設置の場合の一時保護所所在地)			
電話	024-534-5101			
定員	12名			
施設の概要	一時保護所			
設立年月日	昭和23年6月18日			
職員数	常勤職員	37 名	非常勤職員	21 名
職種別人数 ※( )内は一時保護所に所属する人 数	職名	人数( )	職名	人数( )
	所長	1名( )	会計年度任用技術職員	1名( 1 )
	次長兼一時保護所	1名( 1 )	会計年度任用労務職員	1名( )
	相談課長	1名( )	児童指導補助員	7名( 7 )
	判定課長	1名( )	宿直嘱託員	3名( )
	児童福祉司	13名( )	児童虐待対応専門員	3名( )
	相談調査員	5名( )	里親コーディネーター	1名( )
	保健技師	1名( )	学習指導協力員	2名( 2 )
	主任主査	1名( )	非常勤嘱託医	3名( )
	主査	1名( )		
	心理判定員	5名( )		
	保育技師	3名( 3 )		
	児童指導員	2名( 2 )		
	看護技師	2名( 2 )		
一時保護所設備 の概要	居室等名	室数	設備等名	数
	児童居室	4室	園庭	1か所
	保育室	1室	洗濯室	1か所
	指導員室	1室	トイレ(男子)	1か所
	食堂	1室	トイレ(女子)	1か所
	児童遊戯室	1室	洗面所(男・女別)	各1か所
	浴室	1室	倉庫	1か所

## 2 理念・基本方針

- (1)安全と健康の確保
- (2)情緒の安定化
- (3)基本的生活習慣の習得
- (4)信頼の回復
- (5)意欲の向上

## 3 児童相談所の特徴的な取組

施設や設備の老朽化が進み、また、静養室がないといった生活環境下ではあるが、入所児童の特性を踏まえつつ、安全と環境の確保を最優先に上記方針に則り事業に取り組んでいる。

## 4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年10月3日(契約日)～令和5年3月28日
受審回数(前回の受審時期)	1回(令和元年度)

## 5 第三者評価機関名

NPO法人福島県福祉サービス振興会

## 6 研修修了番号

評価調査者研修修了番号	2404・SK2021048 0205 2908 2802・SK2021049
児童相談所の業務に関する研修修了番号	1号 2号 3号 4号

## 7 総評

### 【特に優れていると思われる点】

#### 1. 保護解除に向けた子どもへの支援と説明について

解除時の説明は、児童福祉司等が行っている。里親へ委託する時は里親コーディネーター等が里親と面接して生活状況を確認し、子どもとの顔合わせや遊戯室でのふれあい、外出、里親宅でのお試し外泊を経て委託に移行している。施設入所はパンフレットで説明するとともに子どもと一緒に施設を見学する他、養護施設の職員も訪れ、施設での生活内容を説明し不安の解消にも努めるなど、段階を踏んで解除に向けた支援をしている。家庭復帰の場合は親と児童福祉司・心理判定員が面談し親子関係の修復に努めている。

#### 2. 医療機関との連携について

嘱託医として小児科・精神科・往診歯科がおり、入所時に小児科医の入所時健診を受け健康状況をチェックしている。虐待ケースでは即受診して外傷等の確認をしている。性的虐待の場合は婦人科を受診している。障がい特性に応じて専門分野の医療機関を受診しており、ケースによっては病院で医療機関で医師を交えカンファレンスを行うなどチームケアで臨む場合もある。また、相談所内の定期相談会を利用し保護者のカウンセリングを行い、治療に結び付け家庭復帰につなげるケースもある等、医療機関との連携が適切に行われている。

#### 3. 子どもの支援方針の見直しについて

入所後の1週間程度の緊張期間から一時保護所の生活に慣れるに従い、本音やわがままなどの言動が見られる状態に変化するなかで、心理判定員から情報を得て職員間で共有しながら行動観察を行い観察結果を心理判定員に伝えている。子どもの変化に応じて特性や課題、他児への影響などをアセスメントを行い、支援方法の見直しを行っている。相談判定部門に虐待専門チームが編成されるなど組織体制が整備され、児童福祉司の業務が整理されたことから退所に向けた手続きに遅延が生ずることがなくなり、保護期間が必要以上に長期になるケースはなくなっている。

### △改善が求められる点

#### 1. 子どもの意見が尊重される仕組みについて

心理判定員が子どもから悩みや苦情を聞いている。また、「次長さんへの手紙」ポストを設けいつでも意見を出せるようになっている。

しかし、月1回子どもが参加し運営している会議は「反省会」としており、週の目標について守れたか、出来たか等を反省する機会になっている。子どもの参加権や意見表明権を尊重するためにも、「子ども会議」などと名称を変更するとともに出された意見や要望について可能なものは運営に反映していくことが望まれる。また、苦情解決体制の中に外部に相談できる第三者委員を置くことも必要であり設置が望まれる。

#### 2. 一時保護所の設備運営基準について

施設運営基準は、居室の面積等では基準を満たしておらず経過措置の適用を受けている。そのため入所児童の状況によって、他児童相談所一時保護所や児童養護施設、里親等へ委託して居室基準を超えないよう努めている。また、施設環境は老朽化しており、広々としたスペースが少なく、閉塞感があり、学習室を活用する等工夫がみられるものの心地よく過ごせる環境にならぬプライバシー面からも改善が望まれる。また、性的マイノリティの子どもの入所を見込みLGBTQの子どもでも安心して暮らせる居室やトイレなどの環境整備が望まれる。

#### 3. 一時保護所に必要な人員体制の充実について

厚生労働省の一時保護所ガイドラインが求めている週1回の観察会議、面接技法などの専門研修の受講、スーパーバイズできる体制が求められる他、処遇に当たっても一律処遇でなく個別処遇への対応が求められており、人員体制の脆弱性から十分な対応が出来ていない。様々な課題を持つ子供の入所に対応できるよう一時保護所の人員体制の整備が望まれる。

**8 第三者評価結果に対する児童相談所のコメント**

**9 第三者評価結果**

別紙の「児童相談所一時保護所第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 児童相談所一時保護所第三者評価結果

## ○評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
s	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切にかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

## ○評価項目

## I 子ども本位の養育・支援

## 1 子どもの権利保障

## (1) 権利保障

## ① 子どもの権利に関する説明

[No.1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか

第三者評価結果	c
---------	---

## 【コメント】

「一時保護所のしおり」を活用して、入所児童に子どもの権利について説明を行っている。また毎週開催している「反省会」の場面でも説明している。さらに「次長さんへの手紙」ポストを設け、しおりの中に意見用紙を挟み込むなど意見を出しやすくしている。

しかし、国の一時保護ガイドラインでは個別的な対応が求められており、一時保護所のしおりにはそれらの考えが十分反映されていないので、見直しが望まれる。また、参加する権利(意見表明権)や育つ権利(教育を受ける権利)、守られる権利など「子どもの権利ノート」(福島県作成)などの活用が望まれる。さらに、第三者委員等外部へ相談できる窓口の設置も望まれる。

## ② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築

[No.2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか

第三者評価結果	c
---------	---

## 【コメント】

子どもから心理判定員が悩みや苦情を聞き取る機会を設けている。また、「次長さんへの手紙」ポストを設け意見を出せるようになっている。

しかし、毎週子どもが参加し運営している会議は「反省会」としており、週の目標について守れたか、出来たか等を反省する機会になっている。子どもから自由に意見や要望を出せる場とするためには「子ども会議」などと名称を変更するとともに、出された意見や要望を運営に反映していくことが望まれる。また、苦情解決体制の中に外部に相談できる第三者委員を置くことも望まれる。

## (2) 子どもに対する説明・合意

## ① 保護開始に関する説明・合意

[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

第三者評価結果	b
---------	---

## 【コメント】

保護開始は、「入所のしおり」で保護所での生活について丁寧に説明している。日課表はイラストを入れるなど馴染めるよう工夫している。入所の理由は児童福祉司や心理判定員から説明して納得を得るようにしている。

なお、入所時の説明に使っている入所のしおりは、様々な年齢層に対応した分かりやすいものになっておらず、年齢層に応じたしおりを作成し子どもの不安や緊張に対応することが望まれる。また、およその入所期間や見通しについて可能な範囲で説明することが望まれる。

② 保護期間中の説明・合意

[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

保護期間中の子どもへの説明は心理判定員が担当し、伝える内容も児童福祉司と協議しながら対応している。不安な子どもには、心理ケアを丁寧に行い精神の安定に努めている。幼児には、保育士が寄り添って対応し情緒の安定に努めている。

なお、一時保護の見通しについては慎重にとらえ見通しが立つまで伝えていないが、おおよその生活の見通しを示すことで、子どもが不安を解消し将来を考える機会につなげていくことが望まれる。

③ 保護解除に関する説明・合意

[No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

保護解除時の説明は、児童福祉司等が行っている。里親へ委託する時は里親コーディネーター等が里親と面接して生活状況を確認し、子どもとの顔合わせや遊戯室でのふれあい、外出、里親宅でのお試し外泊を経て委託に移行している。施設入所はパンフレットで説明するとともに子どもと一緒に施設を見学する他、養護施設の職員も訪れ、施設での生活内容を説明し不安の解消にも努めるなど段階を踏んで解除に向けた支援をしている。自宅に帰る場合は親と児童福祉司、心理判定員が面談し親子関係の修復に努めている。

[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

保護解除後のフォローアップについては、児童相談所担当職員へのSOSの出し方や児童相談所全国ダイヤルについて説明している。

なお、警察や法テラスなど、他のSOSを受けてくれる機関についても説明を行うとともに、電話のかけ方をロールプレイでトレーニングする等、実際の場面で使えるように支援することが望まれる。

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

[No.7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

葬儀・修学旅行・卒業式などは、保護者が希望し本人にとって必要と思われる場合は外出を認めている。通学については、高等学校の単位取得を理由とするテスト受験のみ通学を認めている。通信は、事前チェックはあるが親族のみを対象に手紙を認めている。面会も子どもの気持ちや保護者との調整がつけば認めている。

なお、それ以外の外出・通学・電話などは、制限が設けられるなど「閉鎖的な管理」や「一律ケア」が存続しており改善が望まれる。また、退所後を見据え入所前に持っていた人々との有益な交流やコミュニケーションについても継続性に配慮し、個別対応とすることが望まれる。

(4) 被措置児童等虐待防止

[No.8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

第三者評価結果	c
---------	---

【コメント】

県本庁が示した「被措置児童虐待対応マニュアル」が示され、採用や転勤で異動してきた職員に周知している。自己評価では、職員不足で十分な研修ができない状況であるとしており、職員配置面などで職員が研修を受けられる体制を整えることが望まれる。また虐待防止についても組織体制面で特別な対策はされておらず、今後虐待防止に取り組む体制(虐待防止委員会等)を整備することが望まれる。

(5) 子ども同士の暴力等の防止

[No.9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	b

【コメント】

子ども同士のいじめ・暴力・トラブルが生じたときは、子ども同士を分離したり、可能な場合に個室に移すなど個別対応に取り組んでいる。子どもの障がい特性を説明するなど子ども同士の相互理解にも努めている。また、子どもには権利侵害があった時すぐ職員に相談できることも事前に説明している。

なお、権利侵害が発生した時の対応が明確になっていないので、トラブルが発生しやすい場面を想定した対応マニュアルを検討するとともに、子ども自身がお互いの違いを認め合える環境づくりを進め、未然防止に努めることが望まれる。

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

① 思想や信教の自由の保障

[No.10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	
第三者評価結果	c

【コメント】

自己評価では、外国籍の子どもが入所した例はなく、それを想定した準備はなされていない。今後、様々な社会的背景をもつ子どもの入所を想定し、具体的に文化・慣習・宗教への理解に努めるとともに情報を収集して、ガイドライン等を準備しておくことが望まれる。

② 性的なアイデンティティへの配慮

[No.11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	
第三者評価結果	c

【コメント】

事前にアセスメントを行い、入所児童の状況によっては個室で対応することとしているが、建物が老朽化し個室として使用できる部屋はなく、入所している子どもの状況によっては配慮できるがトイレなどは男女別となっており性的マイノリティに対応した環境にはなっていない。LGBTQの子どもでも安心して暮らせる環境整備が望まれる。これまで該当する事案がなかったようであるが、今後の入所を想定し、自由にカミングアウトできる環境づくりやガイドライン等を作成するなど、職員の受け入れ態勢を整えるとともに生活場面で配慮できる環境を整えることが望まれる。

## 2 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり

① 安全感・安心感を与えるケア

[No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持つ養育・支援を行っているか	
第三者評価結果	b

【コメント】

一時保護所は、それぞれ異なった背景をもった子どもたちの集団生活であるため、一人一人が安心と信頼のある生活空間の大切さを重視し、子どもの特性を理解して無理に集団に乗せることなく個別に対応することに配慮している。また、職員は朝・夕の引継ぎなどで情報を共有して一人一人の個性を重視して子どもとの信頼関係つくりに努めている。幼児には安心感が持てるよう馴染みのぬいぐるみや毛布の持ち込みを認めている。

なお、意識して集団の規律をおしつけることはないとしているが、自由で家庭的な雰囲気やプライバシーへの配慮面で十分でなく、日課や過ごし方などの面で更なる改善が望まれる。

② エンパワメントにつながるケア

[No.13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	
第三者評価結果	b

【コメント】

心理判定員が面接の中で自尊感情が育つよう子ども一人一人を認め、大切であることを伝えている。毎週の反省会では、週の目標がどこまで頑張れたか、子ども自身に振り返りをさせ、出来たことをほめ、できなかったことは次週に向けて意欲を持てるよう声掛けしている。

なお、子どもが主体的に意見や要望を声にする機会は少ないので、毎週実施している「反省会」を「子ども会議」とするなど、自由に意見や要望を述べる機会を設け、対応可能のことには応えて行く等、子どものエンパワメントにつなげる取り組みが望まれる。

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

[No.14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 児童福祉司・心理判定員が中心に関わって丁寧に聞き取りが行われている。一時保護所では直接の関わりはないが、警察からの取り調べには児童相談所から事前に配慮面を伝えるとともに、心理判定員が同席している。また、子どもから聞き取りをしている児童福祉司や心理判定員が把握した情報も口頭や児童相談所情報管理システム内で共有が可能になっている。	

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の遵守

[No.15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 施設運営基準は居室の面積等では基準を満たしておらず経過措置の適用を受けている。そのため入所児童の状況によって、他児童相談所・一時保護所や児童養護施設、里親等へ委託して居室基準を超えないよう努めている。 また、施設環境は老朽化しており、寛げるスペースが少なく、閉塞感があり、学習室を活用する等工夫がみられるものの、心地よく過ごせる環境になくプライバシー面からも改善が望まれる。	

(2) 個別性の尊重

[No.16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 夕食前や夕食後に余暇時間が設けられ、ゲーム・パズル・DVD・テレビなど自由に選び過ごせる環境にある。私服は、管理面や服を揃えられない子どもへの配慮から認めていない。髪を染めている場合は、子どもの同意を得て染め直している。 なお、居室は、配慮が必要な子どもには入居状況によっては個室対応も可能だが、常に対応できる状況にはない。また、洋服は貸与制となっており好きな洋服を選べる環境にはなっていない。生活上のルールを検討し、子どもの自主性や個別性を尊重する取り組みが望まれる。	

(3) 生活環境の整備

[No.17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 エアコンで全室快適な温度を保つ他、ダニ駆除や毎日の清掃により清潔な環境が保たれている。 しかし、建物は築50年を超え、旧基準で立てられており、劣化による壁の破損など補修しきれない状況がある。また、リラックスできるリビングもなく閉塞感があり、工夫や努力では補えない状況にある。子どもにとって最初の社会的養護を受ける場所として必要な時は常に個室対応が可能で、子どもたちがリラックスできる生活環境を整備していくことが望まれる。	

2 管理者の責務

[No.18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 管理者である一時保護課長は、次長兼務となっており、本務が多忙で一時保護課長としての業務を十分果たせる余裕はないが、受理会議などには出席し、受け入れる子どもの状況を理解できている。 なお、管理者はSV研修の受講経験はなく、スーパーバイザーとしての役割は果たせてないのでSV研修を受講することが望まれる。また、一時保護所の体制を強化するためにも一時保護課長の専任化が望まれる。	

### 3 適切な職員体制

#### (1) 設備運営基準の遵守

[No.19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	
第三者評価結果	c
【コメント】	
一時保護所として、保育士・児童指導員・看護師・嘱託医は配置されているが、心理嘱託員は長らく応募がなく採用できていなかったうえ、病休・育休などで職員が揃っておらず、職員体制が整っていない。 なお、令和5年1月18日付で嘱託の心理士は採用できているが、夜間に警察から身柄付きの緊急保護要請なども多く、相談課・判定課の職員に応援を依頼することもあることから職員体制の充実が望まれる。	

#### (2) 職員の適正配置

[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	
直接処遇職員と間接処遇職員の役割は、事務分担表で明らかになっている。看護師も配置されているが、健康管理の他一時保護所の職員として他の職員と同様の行動観察や生活支援も担当し、処遇職員としての役割を持っている。毎朝行われる引継ぎには、判定課の心理判定員等も同席し情報の共有が図られている。 なお、一時保護所に専門職として心理嘱託員が配置されることになっているが、応募がなく欠員となっているので早期に採用することが望まれる。(令和5年1月18日から1名採用)	

#### (3) 情報管理

[No.21] 情報管理が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】	
個人情報はほとんどが鍵がかかる職員室で保管管理し、退所後は鍵がかかる部屋に移され保管している。県の文書管理規程で管理するとともに子どもが25歳過ぎた時点で焼却処分をしている。システム内の情報は、外部から遮断されたサーバーの中に保管している。また、「児童相談所情報提供に関する取扱いについて」(4児相申し合わせ事項)のマニュアルがあり、情報提供へのルールが示されており管理が徹底されている。	

#### (4) 職員の専門性向上の取組

[No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】	
新任・転任者には初任者研修・新任職員研修が行われ、専門的な基礎研修が行われている。また、児童相談所の集合研修・派遣研修の年間計画を策定し、専門性を深める研修が数多く組まれ、職員は理念等を踏まえた年間目標を設定し、達成状況を上司が評価する目標管理による育成が行われている。 なお、一時保護所の職員も研修への参加は可能となっているが、職員体制が脆弱でシフトの関係から参加が難しいのが現状にあり、改善が求められる。	
[No.23] 職員間での情報共有・引継ぎ等が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】	
朝・夕と引継ぎノートで入所児童の生活状況を引継ぎ共有している。朝の引継ぎには相談課・判定課の担当児童福祉司や心理判定員も同席している。月1回は多くの職員が参加できるよう勤務調整のうえ職員会議を開催している。また、鍵のかかる保育士室のホワイトボードも情報共有の手段となっている。	

(5) 児童福祉司との連携

[No.24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護開始の受理会議には一時保護所の職員も同席し、障がいや虐待等子どもに関する情報を把握し、受け入れ態勢を整えるようにしている。一時保護中は担当の心理判定員が面接し、心理判定を行う他、必要があれば障がい特性に対応した精神科医(嘱託医2人)に診断を依頼し、支援についても助言を受けている。また、児童福祉司からも隨時必要な情報を把握できる環境にある。	

(6) 職場環境

[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取組んでいるか	
第三者評価結果	b
【コメント】 労務管理は一時保護課長を兼務する次長が対応している。時間外労働・休暇取得状況を把握し、年次有給休暇も計画的にとれるよう勤務調整している。メンタルヘルス・ハラスマント対策も県本庁の取り組みに準じ対応している。交代制勤務がある職場のため36協定も締結し、勤務体制を組んでいる。 なお、病休や採用難で職員体制が脆弱でシフトを組むうえで余裕がない状況にあり、改善が望まれる。	

4 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 嘱託医として小児科・精神科・往診歯科が委嘱され、入所時には小児科医が入所時健診を行い健康状況をチェックしている。虐待ケースでは即受診して外傷等の確認をしている。性的虐待の場合は婦人科を受診している。障がい特性に応じて専門分野の精神科医に受診しており、ケースによっては病院で医師を交えカンファレンスを行うなどチームケアで臨む場合もある。	

(2) 警察署との連携

[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 無断外出マニュアルが整備され発生時の対応が定められ、警察との連携が取れるようになっていている。 また、警察からの派遣職員があり、警察に障がい特性や配慮事項などがスムーズに伝わり、従来は夜間まで聴取時間が伸びることもあったが、現在は適切な時間に収まるようになっている。聴取時は心理判定員が同席し、子どもの不安に対応しているが、今後は、性被害の子どもなど配慮を要する児童の聞き取りには、人権への配慮の面から嘱託弁護士の活用や心理判定員の同席を検討することが望まれる。	

(3) 施設・里親等との連携

[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 里親や施設への委託は、子どもが集団生活が可能かなどで判断している。里親とのマッチングは里親コーディネーター等が里親と面接で生活状況を確認し、子どもと遊戯室などで交流を重ね、お試しのお泊りを経て委託に移行している。委託後は担当児童福祉司が訪問し、生活状況を確認して子どもに嫌なことが無いか聞くとともに里親とも面談している。施設入所は子どもと施設を訪問し見学する他、養護施設の職員も一時保護所を訪れ、施設での生活内容を説明し不安の解消に努めている。施設入所した後は、担当児童福祉司が泊まりながら観察を行い状況の確認をしている。	

(4) その他の機関との連携

[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 家庭復帰のケースでは市町村・学校・保育所など関係機関に引継ぎ、見守りできる環境を整えている。また、管内全市町村の要保護児童対策地域協議会に児童福祉司が参加して関係機関と連携している。関係機関との情報共有は児童相談所の判断で提供資料を回収する等、慎重な取り扱いをしている。一時保護所における子どもの情報は移行先に提供し、支援の継続に努めている。	

III 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 理念は一時保護所業務要領で示され、全職員に配布し、周知している。理念として5項目あげられ支援するうえでの基本となっている。 しかし、理念には国の「一時保護ガイドライン」に示されている子どもの権利擁護の記載がないので加えることが望まれる。また、理念を常に意識するために事業内に掲示し、確認や唱和する機会を持つことが望まれる。併せて職員の行動指針となる基本方針の策定も望まれる。	

2 一時保護所の運営計画等の策定

[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 児童相談所令和4年度事業計画の中に一時保護所の重点施策が策定され、年間支援計画表で目標を入れた行事などの計画表が立てられている。 しかし、事業計画について組織的に評価や見直す仕組みはないので、前年度の実施状況を振り返り反省を次年度計画に活かすなど、PDCAサイクルで取り組むことが望まれる。また、計画には子どもの要望や意見を取り入れていくことが望まれる。	

3 一時保護の在り方

[No.32] 緊急保護は、適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 緊急保護で入所する際は必要最小限の情報(薬・アレルギー・集団生活が可能か)を把握し、受け入れている。入所後健康診断が行われ、必要があれば精神科医・婦人科などの専門医も受診している。個室環境は整っていないが、人とかかわることで興奮し、他害等が見込まれるとときは落ち着くまで個室対応としている。緊急保護した子どもには心理判定員から保護理由などを説明する他、子どもの心理診断も行っている。 なお、生活環境面ではトイレ・風呂などが共有になっており、今後、閉鎖的環境における保護が必要な子どもが適切に保護できるよう環境整備が望まれる。	

4 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア

[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入所時「一時保護所のしおり」で日課を理解できるように年齢に合わせて説明し、必要時は、手順カードを利用し分かり易く説明している。幼児は保育計画で心身の発達や情緒の安定を目標とし、午睡・おやつ(補食や午前・午後の2回)や排泄訓練、排尿・排便を記録し健康維持に配慮している。朝の挨拶・排泄・手洗い・歯磨き・衣服の着脱・入浴等の基本的生活習慣が身につくよう支援し、子どもの発達状態に合わせ丁寧に対応している。特に、心理判定員が幼児と面接する時は情緒の安定に配慮してプレイルームで行っている。	

(2) レクリエーション

[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか

第三者評価結果

b

【コメント】

環境的に手狭ではあるが、中庭や遊戯室で子どもの年齢や希望に応じ遊びを選択できるようにしている。コロナ禍のため戸外活動は自粛しているが、近くの県立美術館や初詣に近所の神社へ出かけるなど外出の機会を作っている。また、所内で月1回程度のおやつ作りやゴールデンウイーク中の活動、夏祭り、運動会、クリスマス会、節分、ひな祭り等子どもが楽しめる内容を工夫して提供している。

なお、狭隘な施設での閉鎖的な環境で生活せざるを得ない子どもへの弊害を軽減するため、野外活動の機会を増やす取り組みが望まれる。

(3) 食事(間食を含む)

[No.35] 食事が適切に提供されているか

第三者評価結果

b

【コメント】

食事は、業務委託で3食を適切な時間に提供し、栄養バランスにも配慮している。嗜好調査は行っておらず、入所時に好き嫌いを聞いているが特に配慮はしていない。アレルギーについては、入所時に親・子ども・学校・保育所等に確認し、誤配膳しないようトレーにプレートを置き注意をしている。また、病状による特別食にも対応し食事を適切に提供している。月1回委託業者と給食委員会を開き、残食からメニューの変更、行事食、アレルギー等について話し合いを行っている。

なお、調理時の衛生管理や食材の検収・保管状況、食器保管時の衛生状況、調理員の検便状況等の確認は委託業者任せとなっているので、一時保護所でさらに確認し食事の安全・衛生を確保することが望まれる。

(4) 衣服

[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか

第三者評価結果

b

【コメント】

入所時に、貸与の衣服を2組準備している。サイズが有れば選べるよう何パターンかを準備し、下着と靴下は新品を支給している。衣服の管理は、居室が狭く衣服を置く余裕が無いため、入浴時の着替えはカゴに入れて居室へ置き、それ以外の衣服は倉庫で管理している。洗濯機は職員が操作し、意欲のある子どもには洗濯物の干し方やたたみ方の指導を行っている。衣類は倉庫で管理しているので、年齢や発達段階に応じた管理指導は行っていない。

なお、衣服は貸与としているが、子どもの個性を尊重する観点から、私服着用の検討をすることが望まれる。

(5) 睡眠

[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか

第三者評価結果

b

【コメント】

子どもの睡眠は、日課で年齢に応じた就寝時間が設定されている。寝具類は年1回、夜尿をした場合はその都度クリーニングに出し洗濯している。就寝時はエアコンで温度設定し睡眠し易いよう対応している。また、寝付けなかつたりうなされたり、夜泣き時は、添い寝や背中をとんとんする等入眠するまで見守る配慮をしている。

しかし、就寝時間は小学生3年生以下は夜8時、小学生4年生以上は夜9時と一律に決めているが、中学生や高校生の生活実態に合っていないので一律ではなく子どもの事情や状況を踏まえた就寝時間の検討が望まれる。

(6) 健康管理

[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか

第三者評価結果

a

【コメント】

入所前調査で具合の悪い子や虐待による傷やあざ等の他、緊急を要する場合はすぐに受診対応している。入所前のかかりつけ医がある場合はかかりつけ医へ通院する他、1週間以内に嘱託医の診察を受けている。また、婦人科や精神科などの医療機関をリストアップし、必要時専門医を受診できるようにしている。受診結果は通院日誌等に記録し、職員間で情報を共有している。新型コロナウイルス感染症予防対策として、入所時に抗原検査を行う他、濃厚接触にあたる子どもは5日間個室対応とする等、感染防止に努めている。

(7) 教育・学習支援

[No.39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 日課の時間割に従って、午前中は学習の時間とし、受験生は個別に自主学習の時間を設けている。子どもの学力は、入所時の学力テスト結果からつまづいているところの教材を選択し指導している。就学状況から気になる子どもは事前に把握し子どもに合った対応をしている。また、子どもの希望に応じ、在籍校の試験を一時保護所内で受ける事や修学旅行参加の支援の他、28条申し立て等により一時保護が長期化する場合は児童施設へ委託し通学の機会を得る支援をしている。 しかし、在籍校から教材の提供を受けてはいるが、ほとんどの在籍校からの協力関係は不十分なので、子どもの教育・学習支援を確保するため市町村の教育委員会と話し合い、協力を要請することが望まれる。	

(8) 保育

[No.40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 幼児は、心身の発達と情緒の安定を図ることを目標とした保育計画に基づいて進められ、お絵描きや粘土遊びなどのカリキュラム保育の他、排泄訓練等発達段階に合わせて行っている。また、建物に余裕が無く専用の保育をする場所が確保できないため、食堂や児童相談所のプレイルーム、キッズルームを利用している。また、保育雑誌で保育情報を得て未就学児の保育に反映させている。 なお、幼児の場合、言葉が未熟なため、言葉の代わりに遊びで自分を表現していくので、心理判定員と連携した保育活動をすることが望まれる。	

[No.41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 子どもへの家族等に関する情報の提供は、週1~2回児童福祉司・心理判定員が主に直接で伝えている。状況により依頼があれば一時保護所職員も同席している。情報は、口頭で伝えられる他、記録で共有している。児童相談所には児童相談所支援システムが導入されているのでいつでも閲覧が可能となっている。また、子どもへは、入所時に一時保護所のしおりで保護者への面会を拒否できることを示し、口頭でも伝えており、子どもを尊重した対応をしている。	

5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応

[No.42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 性的問題を抱えた子どもについては、受け入れ時に事前に情報を把握し方針を検討している。同性の職員が関わり、心理的配慮が必要なのでできるだけ個別に過ごす時間をとり、また、婦人科で診察を受けている。居室は、幼児又はその子どもより年少児と同室になるよう配慮している。性的問題をよりよく理解が出来るよう児童相談所の保健師から性病・性教育を受けることもある。 なお、一時保護所しおりで「プライベートゾーン」についての説明が記載されているが不十分なので、権利ノートを利用し、子どもの権利を守る教育をすることや、夜勤職員の組み合わせが男性同士にならないよう配慮することが望まれる。	

(2) 問題行動のある子どもへの対応

[No.43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもの受け入れ時は、子どもの主治医や児童相談所の嘱託医、その他適切な病院等へ相談し医学的助言を得、個別対応について作成し、職員間で情報共有している。子どもの心理状況は心理判定員が面接の中で把握し心理ケアを行うとともに、保護所の職員と連携して対応している。また、他の子どもへの被害の恐れがあるときは、県内の他の一時保護所と調整し可能な一時保護所に措置替えするなど、他の子どもへ影響を及ぼさないよう配慮をしている。	

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

[No.44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 無断外出の可能性のある子どもについては、一時保護所への入所時に把握している。心理判定員が直接で、無断外出を止める方法や精神の安定について話し合いをしている。予測できる場合は、施錠の再確認と緊急用ブザーを所持している。無断外出後は、職員は子どものケガや空腹状況をたずね、無事帰ってきたことをやさしく受け止めている。 また、無断外出対応について、一時保護所業務要領にマニュアルが示されており、連絡先や対応が明示され職員に周知している。職員室には無断外出発生後の対応や捜索依頼先を掲示しており、速やかな対応ができるようになっている。	

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

[No.45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 重大事件に係る触法少年の受け入れは、国の児童自立支援施設で対応されることから事案はなく、受け入れ等についてマニュアルも準備されていない。触法少年を受け入れる場合は、受理会議で内容を精査し、個室対応など入所中の他児への影響を及ぼさないよう対応している。テレビのニュースや子どもが興味を示す番組は見せているが、事件にかかわるものは見せないようにしている。 なお、児童相談所には嘱託の医師や弁護士が配置され助言を得ているが、事案によってはそれらの専門性を活かし、専門家のバックアップを受け継続して対応していくことが望まれる。	

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

[No.46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 現在入所期間中に親族を失った子どもの事例は無く、グリーフケアやモーニングワークの取り組みはしていない。 なお、子どもの年齢や状況に応じた特別な配慮や対応が必要であり、子どもが葬儀等へ参列できるかできないか、死亡を誰がいつ伝えるかを想定した対応について検討とともに、グリーフケア・モーニングワークについても取り組むことが望まれる。	

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護所受け入れ時子どもの状況を把握し、早急に専門医を受診している。医師の診断結果に合わせ、3パート会議(一時保護課・児童福祉司・心理判定員)で援助目標を話し合い、援助方針会議で方針を検討し情報を共有している。心理的ケアを心理判定員が行い、主治医から助言を得て適切なケアが行われている。 なお、一時保護所内の心理嘱託員が欠員となっていたが令和5年1月18日に補充されている。心理嘱託員の専門性が發揮され、被虐待児の受け入れ態勢が整うことが望まれる。	

[No.48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 受け入れ時子どもの障がいについては把握している。建物が古いためバリアフリーではなく、手狭で工夫も難しく、車いす利用児の受け入れができず外部施設へ委託をしている。また、発達障がいがある子どもがパニックになった時、クールダウンをする部屋も無く、部屋のやり繰りや衝立で工夫している。他の子どもへは障がいの特性について話し合いながら理解を得る取り組みをし、発達障がいをもっている子どもにあった日課を作成し対応している。 なお、入所する子どもが重なった場合は専用の部屋を工夫する他、車いす利用児も受け入れられるよう環境の整備が望まれる。	
第三者評価結果	b
[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	

## 6 安全対策

### (1) 無断外出防止及び発生時対応

[No.50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入所理由や過去の無断外出歴、態度などから無断外出の可能性を把握している。無断外出の可能性のある子どもが入所した場合には、一時保護所の入口の施錠を行い朝・職員交代時・就寝時にドアノブを回して施錠を確認している。また、屋外の園庭のフェンス3カ所にセンサーを設置し、職員がブザーを携帯し早期に気づける体制を取っている。一時保護所業務要領にマニュアルが示されており、連絡先や対応を明示し職員に周知している。職員室には無断外出発生後の対応や捜索依頼先を掲示しており、速やかな対応ができるようになっている。県外の児童相談所等で保護された児童の引き取りは、子どもの負担を考慮して深夜は避け昼間に実施している。	
第三者評価結果	b

### (2) 災害時対策

[No.51] 災害発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 年2回の消防署立ち会いの総合訓練を含め、毎月避難訓練を実施している。火災と地震の訓練は別個に実施してきたが、昨年から「地震から火災」と「火災」の2パターンや夜間想定の訓練を実施している。また、夜間の災害発生時の連絡網を作成し、職員室に掲示している。ハザードマップ上は水害や土砂等の被災想定地域になっていないが、隣接の市福祉センターが福祉避難所になっており、何かあればすぐに避難が可能となっている。 なお、災害発生時対応のマニュアルがないため、マニュアルの整備や職員への周知が望まれる。	
第三者評価結果	c

(3) 感染症対策

[No.52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか

第三者評価結果

b

【コメント】

一時保護開始時に体調が悪い子どもは全員診察を行い、感染症等のチェックをする他、新型コロナウイルス感染症の抗原検査を実施している。また、入所後に全員に検便を実施している。入所後5日間は食事やおやつを他児と分離し、居室も個室対応にしている。入所後、毎日の体温測定と体調観察を行い、異常が認められれば早期に医師による健康診断を行っている。感染症防止マニュアルを定め、発生の防止と発生後の措置等について職員に周知している。

なお、静養室がないため居室を当てているが、入所児童数によっては調整困難な場合が発生するなど環境面で課題があり、改善が望まれる。

7 質の維持・向上

[No.53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか

第三者評価結果

b

【コメント】

一時保護所業務要領に運営や業務に関する基本方針や手順が示され、職員に配布している。職員会議でケース検討を行っており、様々な課題を持つ子どもへの行動観察や支援について検討が行われ、知識や技術を習得する機会になっている。年度末に、業務要領等に課題があれば担当職員が見直し案を作成し、職員の意見を聞き、見直しを図っている。

なお、業務要領どおり支援が行われているか確認する機会はないので、業務要領を見直す際振り返りの機会を設ける他、スーパービジョンできる体制を整え職員育成に努めることが望まれる。

[No.54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか

第三者評価結果

b

【コメント】

自己評価は、第三者評価受審時のみ実施している。一時保護課長(次長)と専門保育技師が話し合って作成したものを職員に回覧し意見を聞いてまとめている。また、前回の第三者評価を受けて入所のしおりにふりがなを付け、幼児用のしおりには絵など入れ分かり易く工夫を行う等改善を図っているが、他の課題の解決に向けた取り組みは行われていない。

なお、質の向上を図る仕組みが構築されていないため、職員参加のもと定期的に自己評価を行いPDCAサイクルに基づく質の向上に向けた組織体制の整備と取り組みの実施が望まれる。

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施

(1) 保護開始時

[No.55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか

第三者評価結果

a

【コメント】

継続相談からの入所については、心理判定員から事前に情報提供を受けている。受理会議に一時保護課職員が参加し、入所前に情報を得ている。緊急一時保護のケースでは入所時に心理判定員が把握した内容を児童相談所情報管理システムを活用してリアルタイムに把握できるようにしている。入所前に保護者からアレルギーや病気について確認し母子手帳を預かりワクチンの接種状況を確認している。性的虐待や病気の疑われる子どもについて内科や婦人科受診を実施している。

[No.56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	
第三者評価結果	a
<p><b>【コメント】</b>            基本的に外部との接触は児童福祉司や心理判定員が担当している。本人の課題や一時保護所への入所理由は心理判定員から情報を得ている。児童福祉司や心理判定員から得た情報と一時保護所内の行動観察の内容を踏まえ、観察会議やケース検討会でアセスメントを行い個別的に対応方針を定め、事務室の机に掲示し周知に努めている。児童福祉司の社会調査が進んだ段階で3パート会議(児童福祉司・心理判定員・一時保護課職員)を開催し総合的なアセスメントを行い、援助方針会議に繋げている。         </p>	

## 2 個別援助指針(援助方針)の策定及び個別ケアの実施

[No.57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	
第三者評価結果	b
<p><b>【コメント】</b>            問題児や集団に馴染めない児童は、個別対応や日課を決めている。発達障がいの児童は、個別に居室での生活や他児との同じ部屋では外からの視界が入らないように衝立や遮蔽物を設置するなどの対応を行っている。担当職員が児童福祉司や心理判定員から「注意事項や課題を抱えている点」を聞きとり、子どもへの対応の注意点をまとめ、職員間で共有して特性に応じた個別のケアに努めている。            なお、個別対応プログラムが作成されていないため、個別対応が必要な子どものプログラムを作成し、プログラムに基づく個別ケアの実践が望まれる。         </p>	

[No.58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	
第三者評価結果	a

【コメント】	
一時保護開始後の1週間程度の緊張期間から一時保護所の生活に慣れるに従い本音やわがままな言動が見られる状態に変化するなかで、心理判定員から情報を得て職員間で共有しながら行動観察を行い、その結果を心理判定員に伝えている。子どもの変化に応じて特性や課題、他児への影響などアセスメントを行い、支援方法の見直しを行っている。相談課に虐待専門チームが編成されるなど組織体制が整備され、児童福祉司の業務が整理されたことから退所に向けた手続きに遅延が生ずることがなくなり、保護期間が必要以上に長期になるケースはなくなっている。	

## 3 子どもの観察

### (1) 子どもの観察

[No.59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
<p><b>【コメント】</b>            朝の起床から就寝まで、さらには就寝中の様子など24時間の全ての行動を細かく観察し、記録をしている。休憩時間の子ども同士のかかわりや学習中の態度や余暇活動、入浴の様子の場面など子どもの言動を観察し個別のケース記録に記載している。            また、学習協力員や夜間補助員との打合わせを行い子どもの様子等を聞き、職員がケース記録にまとめている。さらに、心理判定員が定期的に子どもとの面談を行い、その内容を直接説明を受けたり児童相談所情報管理システムから把握するなど、子どもに関わる全職員による多角的な視点での行動観察が行われている。         </p>	

### (2) 観察会議等の実施

[No.60] 観察会議が適切に実施されているか	
第三者評価結果	c
<p><b>【コメント】</b>            観察会議は月1回の開催としている。現在、病気休暇や育休中の職員がいるなど職員体制が逼迫しているなかで、常時入所中の子どもに対応する職員確保に苦慮している状況であり、厚生労働省の一時保護ガイドラインで示されている週1回の観察会議を開催することが困難な状況にある。            今後、体制を整え、様々な課題を抱えた子どもの個々の変化に対応した行動診断を行い支援に活かしていくためにも、週に1回の観察会議の開催が望まれる。         </p>	

## Ⅴ 一時保護の開始及び解除手続き

### 1 開始手続き

#### (1) 保護開始に関する支援・連携

[No.61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
<b>【コメント】</b> 受理会議や児童福祉司からの情報により必要な支援を把握し対応している。感染症・怪我・虐待・病的な行動のある子どもについては入所前に健康診断を行い、心理判定員から入所の動機付けを受けて入所している。入所しおりにはふりがなを付け、幼児には絵を入れて分かりやすく一時保護所の生活を説明している。また、保護者へは児童福祉司が対応し、入所の必要性や理由について丁寧に説明している。入所当日に、子ども全員に下着・くつしたを支給し、服等は貸与している。 なお、私服については説明したうえで貸与服に着替えさせ、一時保護所で保管しているが、一律に私服を認めないというルールを検討し、子どもの個性を尊重する上で可能な範囲で私服の着用を認めることが望まれる。	

#### (2) 子どもの所持物

[No.62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	b
<b>【コメント】</b> 基本的には私物の所持を認めていない。例外として、眼鏡・処方薬は所持を認めている。また幼児に限り愛着のあるタオルケットや毛布、ぬいぐるみ等の所持を認めている。盗難や破損、家庭状況による差異の発生の恐れがあり、平等性を保つため例外を除き全て貸与としている。子どもの福祉を損なう恐れのある「現金・スマホ・コインロッカーの鍵」などは保護者へ返還している。一時保護所で預かるものは所持物調書に記載し、倉庫で退所まで保管している。 なお、子どもの福祉を損なうもの以外について、一律に所持を認めないのではなく個別性に応じ可能な限り所持できるよう検討することが望まれる。	

### 2 解除手続き

#### (1) 保護解除に係る支援・連携

[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
<b>【コメント】</b> 施設入所では事前に子どもに係る社会診断や行動観察、心理診断の概要を施設へ送付し、情報提供を行っている。正式決定後にそれぞれ「相談調査における現況、問題点及び社会診断」「心理学的所見」「行動観察の概況」など詳細な内容を文書で送って情報提供を行っている。 また、心理判定員が子どもにパンフレット等で分かり易く説明を行うとともに、ケースによっては一時保護中に施設見学を行い、同行した職員が施設へ口頭で子どもの状況等を説明し、細かい情報の提供を行っている。里親委託では時間をかけて遊戯室での触れ合いや外出・外泊等を重ね丁寧にマッチングを行い、子どもの特性や基本的生活習慣を説明し、委託時には留意事項を書面にまとめて伝えている。	

#### (2) 子どもの所持物

[No.64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	a
<b>【コメント】</b> 児童福祉司が所持物調書と物品の突合を行い、確認のうえ返還している。基本的には、保護者立ち会いのもとで子どもに返しているが、幼児の場合は保護者に返還している。返還に際しては保護者等から所持物調書下欄に受領証をもらい課長の決裁を受けている。子どもが持つべきでないものは全て入所時に保護者に返却しているため、退所時に返却することはない。また、触法少年等の盗品など正当な権利者へ返却が生じたケースはなく、仮にあるとすれば警察に届けることになっている。	